

(10月進級者向け) 在籍中の長期履修(新規・短縮・延長)について

大学院現代社会文化研究科に在籍している学生(10月進級者)で、長期履修(新規・短縮・延長)を希望する者は、下記により申請してください。

1 対象者

職業を有する者(常勤に限る。)を対象とします。(非常勤で複数勤務している場合は対象外です。)

2 修業年限

【博士前期課程】

長期履修学生の修業年限は、既に在学している年数を含めて3年または4年とします。

【博士後期課程】

長期履修学生の修業年限は、既に在学している年数を含めて4年または5年とします。

○適用は平成27年10月になります。(休学期間がある場合は、この限りではありません。)

3 申請方法等

新たに長期履修を希望する場合は「長期教育課程履修申請書」及び勤務先の在職証明書を、既に長期履修を許可されている者で変更(短縮又は延長)を希望する場合は「長期教育課程履修期間変更申請書」(所定用紙)を申請期限までに人文社会科学大学院学務係へ提出してください。所定用紙は、人社系大学院学務係で事前に受領するか、ホームページからダウンロードしてください。

結果は郵送により通知しますので、返信用封筒(長形3号:住所氏名等記載,92円切手貼付)を併せて提出してください。

○申請期限

平成27年9月4日(金)まで(必着)

4 結果通知

申請者に対し、平成27年9月11日(金)頃に結果を通知します。

なお、短縮が許可された者は、授業料の差額を金融機関で振込の上、9月18日(金)までに払込金受領証(本人控)のコピーを提出してください(FAX可)。詳細は結果通知に同封します。

5 その他

① 長期履修制度は、常勤の職を有している者等を対象に、修業年限を超えた一定の期間にわたって計画的な履修を認めることができるという制度です。

② 在籍中に長期履修を申請(新規・変更申請)する場合は、年間の授業料が変わりますので、詳細は別紙を参照してください。

③ 認められた長期履修期間内に、いつでも学位論文を提出して修了できるという趣旨ではありません。

従って、長期履修期間の最終年度前の学位論文申請は受けられません。

短縮する場合は、必ず長期履修期間修了予定年度の前々年度までに変更申請してください。学位論文が完成した等の理由で長期履修期間を短縮申請し、その年度に修了するという事は、制度上及び趣旨から認められません。

④ 在籍中に申請（又は延長申請）する場合は、修了年度の前年度までに申請してください。

修了年度（又は長期履修期間修了年度）になってから、学位論文が完成しないという理由で、長期履修申請（又は期間延長申請）することは認められません。

⑤ 不明な点については、下記へ問い合わせてください。

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

人文社会科学系大学院学務係

電話(025)262-6826 FAX(025)262-7457